

岐阜県修学資金制度等の見直しについて

1. 医学生修学資金制度等の見直し（案）について【概要】
2. 医学生修学資金制度の現状等について
3. 医学生修学資金制度（第1種）の業務従事要件の変遷について
4. 医学生修学資金制度（第1種）の見直しについて（案）
5. 「医師確保条件不利地域」の設定（案）
6. 「医師確保条件不利地域」に所在する医療機関の指定について（案）
7. 特定・総合診療科医師研修資金制度の見直しについて（案）



令和7年12月22日
健康福祉部医療福祉連携推進課

1. 医学生修学資金制度等の見直し（案）について 【概要】

（入学年度）

H20～ H25～ H27～ H31～ R7～ R8～

第1種

【義務年限】11年
 （初期研修2年＋業務従事期間9年）
 ※うち「指定勤務期間（6年間）」、「その他勤務期間（3年間）」
 ※義務年限短縮の取扱いあり

「指定勤務期間」のうち少なくとも50%以上を岐阜県域以外での勤務が望ましい

「指定勤務期間」のうち少なくとも3年以上を岐阜県域以外勤務

「地域医療コース」⇒ 現行制度を維持

【貸付金額】月20万円＋入学金＋授業料
 【義務年限（返還免除条件）】9年（初期研修2年＋7年）
 原則出身圏域で初期臨床研修を修了し、4年間の「指定勤務期間」のうち少なくとも2年以上を原則出身市町村、残りを出身圏域の知事指定医療機関で勤務

「岐阜県コース」⇒ 現行制度を維持（今後、見直しを検討）

【貸付金額】月10万円＋入学金＋授業料
 【義務年限（返還免除条件）】9年（初期2年＋7年）
 初期研修後7年間業務に従事、うち少なくとも4年間を岐阜県域以外の知事指定医療機関で勤務

【新規】既貸付者を対象に「医師確保条件不利地域」での勤務を促す仕組みの導入（「指定勤務期間」の短縮によりインセンティブ付与）

【貸付金額】現行どおり（月10万円＋入学金＋授業料）
 【義務年限（返還免除条件）】9年（初期研修2年＋7年）又は11年（初期研修2年＋9年）
 初期研修後7年間（9年間）業務に従事、うち少なくとも4年間（6年間）の「指定勤務期間※1」中、「**医師確保条件不利地域**」に所在する知事指定医療機関に2年間勤務した場合、その勤務年数の1/2に相当する期間を上限に、「指定勤務期間」を「**その他勤務期間※2**」に振り替え

※1「指定勤務期間」：知事が指定する医療機関で勤務する期間
 ※2「その他勤務期間」：県内どの圏域、どの医療機関でも勤務可能

【廃止】

特定・総合診療科医師研修資金

R7年度で新規貸付を停止
 （貸付対象者を医学生へ変更）

貸付決定者37名

【新設】

特定診療科医学生修学資金（仮称）

【対象診療科】外科、小児科、産科、救急科、麻酔科、総合診療科
 【対象者】県内・県外の医学生（4～6年生） ※医学生修学資金制度との併用不可
 【定員】10名/年
 【貸付期間】最大3年間
 【貸付金額】10万円/月 ※利息10%/年
 【義務年限（返還免除条件）】
 県内で初期臨床研修後、県内の専門医プログラムに登録し、貸付期間と同期間、県内の知事指定医療機関で特定診療科に従事

条件不利地域に所在する医療機関への医師の誘導による地域間偏在の解消

①対象科を専攻医から医学生に変更することによるインセンティブ効果の向上
 ②所轄院医務課との連携

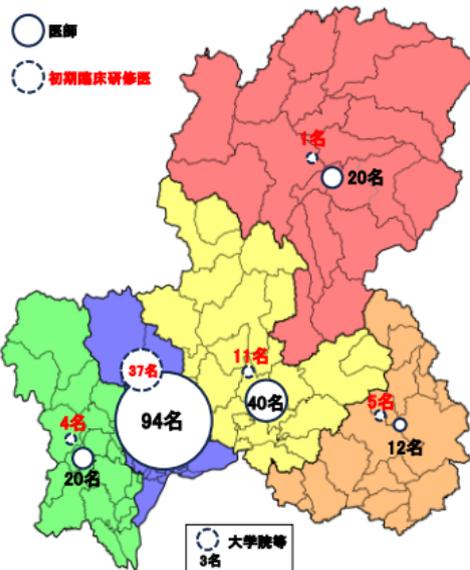
2. 医学生修学資金制度の現状等について

岐阜県医学生修学資金(第1種)制度は、制度創設(H20)からR7.3.31までに計418名に貸し付けを行っており、県内における**医師総数確保の中心的な施策**となっているが、次の課題も存在。

【課題】

H20からH30年度までの同制度における業務従事要件が、**医師不足地域への効果的な誘導策となっていない**のではないかと。→今後の課題である「**医師の地域偏在の是正**」に向け、**より効果的な制度設計とすべきではないか**。

地域種医師(第1種)の県内従事状況(R7.4.1現在)



第1種修学資金受給者の内訳	H30 以前	H31以降		
		岐阜県 コース	地域医療 コース	
累計	418	262	119	37
修学中	132	3	95	34
県内従事	247	217	27	3
一次的に県外従事	13	13	0	0
育休等による中断	12	12	0	0
義務年限満了	4	4	0	0
離脱	10	10	0	0

※R7.4.1時点

※「修学中」には令和7年度入学生は含まれていない

【制度改正(案)】

既貸付者に対して医師不足地域へ誘導可能なインセンティブを付与 **※即効性のある効果を期待**

※「地域医療コース」は元々地域種要条件が強く、改正の必要なし。
 ※今後の新規貸付者(地域種入学者)については、H31年度の制度改正後の「岐阜県コース」「地域医療コース」の今後の動向等も見極めつつ、制度の見直しに向けた検討を行う。

※現在、業務従事中の医師に対して、これから医師不足地域での勤務を義務付けることは、不利益変更の遡及適用となるため不可

3. 医学生修学資金制度（第1種）の業務従事要件の変遷について

H20～H24年度入学者（義務年限期間：11年）

【県内従事医師】計73名（岐阜：43名、西濃：4名、中濃：18名、東濃：4名、飛騨：4名）

初期研修	指定勤務期間 (知事指定医師候補勤務)	その他勤務期間
2年	6年 ※少なくとも50%以上を岐阜圏域以外での勤務が望ましい	3年

貸付決定者
100名
(うち満了者4名)

H25～H30年度入学者（義務年限期間：11年）

【県内従事医師】計113名（岐阜：51名、西濃：16名、中濃：22名、東濃：8名、飛騨：16名）
【研修医】計31名（岐阜：21名、西濃：3名、中濃：5名、東濃：2名、飛騨：0名）

初期研修	指定勤務期間 (知事指定医師候補勤務)	その他勤務期間
2年	6年 ローテーションルール (※少なくとも3年以上を岐阜圏域以外での勤務すること)	3年

貸付決定者
162名
(うち修学中3名)

2年短縮

【現行】

H31年度以降入学者（義務年限期間：9年）

※H31年度入学者のみ
【研修医】計27名（岐阜：16名、西濃：1名、中濃：6名、東濃：3名、飛騨：1名）

初期研修	指定勤務期間 (知事指定医師候補勤務)	その他勤務期間
2年	4年 ※岐阜圏域以外	3年

貸付決定者
119名
(うち修学中95名)

「岐阜県コース」

初期研修	指定勤務期間 (知事指定医師候補勤務)	その他勤務期間
2年 出身圏域に所在する臨床研修病院	4年 ※少なくとも2年間は出身市町村	3年

貸付決定者
37名
(うち修学中34名)

「地域医療コース」

4. 医学生修学資金制度（第1種）の見直しについて（案）

「指定勤務期間」の短縮（振替）によるインセンティブ付与（岐阜県コース・既貸付者）
⇒「医師確保条件不利地域」での勤務へ誘導

【現行】

現行制度（義務年限期間：9年 ※H30年度以前の貸付者は義務年限期間：11年）

初期研修	指定勤務期間 (知事指定医療機関勤務)	その他勤務期間
2年	4年	3年
	※岐阜圏域以外	

初期研修後7年間業務に従事、
うち4年間の「指定勤務期間」のすべてを岐阜圏域以外で勤務

「指定勤務期間」：知事が指定する医療機関で勤務する期間

「その他勤務期間」：県内どの圏域、どの医療機関でも勤務可能



【見直し案】

既貸付者（義務年限期間：9年 ※H30年度以前の貸付者は義務年限期間：11年）

初期研修	指定勤務期間 (知事指定医療機関勤務)	その他勤務期間
2年	3年	4年
	2年間 医師確保 条件不利地域	

初期研修後7年間業務に従事、
うち少なくとも4年間の「指定勤務期間」のうち、2年間は「医師確保条件不利地域」に所在する知事指定医療機関で勤務した場合、その勤務年数の1/2に相当する期間を上限に、「その他勤務期間」に振り替え(指定勤務期間を短縮)

※振り替え後(イメージ)

5. 「医師確保条件不利地域」の設定（案）

1 基本単位

原則、99市町村（平成の大合併前の市町村区域）を基本単位として、以下の指標を用いて該当性を判断する。

旧市町村区域と医師の多寡とが直接リンクするものではないが、可住地面積当たり従事医師数、無医地区、準無医地区、医師少数スポットなどの指標と総合的であるため、採用する。

※基本単位を二次医療圏（5圏域）とした場合、医師多数圏域内にも準無医地区、医師少数スポットなどの医師不足地域が存在する。

※基本単位を市町村区域（42市町村）とした場合、同一市内でも医師確保等に不均衡が生じている区域がある。

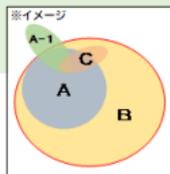
2 判断に使用する指標

	A 条件不利地域 （過疎、豪雪・特別豪雪、山村振興）※1	A-1 条件不利地域 （辺地）	B 「可住地面積当たり医療機関従事医師数≦県平均」かつ「2040年高齢化率≧県平均」	C 医師少数スポット、無医地区、準無医地区、へき地診療所所在地
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境や社会条件が厳しく人口が少ないため医師確保に不利な地域を表す指標として使用する。 ・民間医療機関によって経営環境が悪く参入が難しい地域 ・医師にとって症例数が少なく希望するキャリア形成が実現しづらい地域 ・生活・子育て環境など勤務医師確保に不利な地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・局所的な地域指定ではあるが、Aと同様の考え方が当てはまるため、医師確保に不利な地域を表す指標として使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の多寡を直接表す指標 ・2040年問題を表す指標であり、Aを補完する指標として使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・局所的な医師不足地域 <p>→A、Bで設定した区域がCを網羅しているか確認する観点で使用する。</p>

※1 生活環境の整備等に着目した地域指定を使用。特定農山村地域は「農林業が重要な事業である地域指定」であるため使用しない

3 「A、A-1」又は「B」に該当する地域を「医師確保条件不利地域」に設定（併せてCが網羅されているかを確認）

※設定の結果は次ページで図示

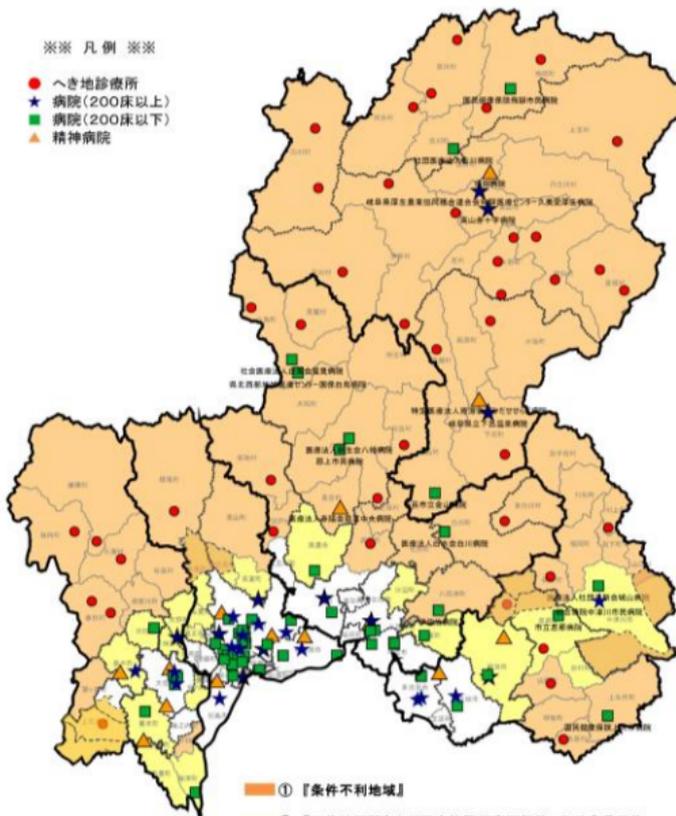


医師確保条件不利地域の設定(案)



※※ 凡例 ※※

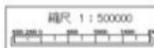
- へき地診療所
- ★ 病院(200床以上)
- 病院(200床以下)
- ▲ 精神病院



① 『条件不利地域』

② 『可住地面積あたり医療施設従事医師数 ≤ 岐阜県平均
かつ2040年の高齢化率推計 ≥ 岐阜県平均』

⇒ ①及び②を「医師確保条件不利地域」に設定する。



7. 特定・総合診療科医師研修資金制度等の見直しについて（案）

【特定・総合診療科医師研修資金貸付制度における課題】

- ① 専門医に県内での勤務を義務付ける効果はあるものの、もともと特定診療科等で勤務予定であった者に対して貸し付けているだけではないか。
- ② 既に一定の収入を得ている専攻医が対象であるため、インセンティブとしての効果が弱いのではないか。
- ③ 返還免除益が所得税の課税対象となることが足かせとなり、利用者が低調となっているのではないか。

【見直しの趣旨】

貸付対象者を医学生に変更することで課題解決を図ることが可能

- ① 特定診療科を志す医学生に、将来県内で専攻医・専門医として勤務することを促す。
- ② 収入が低い医学生を対象とするため、より強いインセンティブ効果が期待できる。
- ③ 学資金と同趣旨であり所得税課税の問題が発生しない。

（現行）

（新）

医学生修学資金貸付制度

■第1種修学資金

岐阜県コース

- 貸付期間 6年間
- 貸付金額 月10万円 年120万円
(+授業料・入学金相当額)
- 返還免除条件
初期研修修了後7年間業務に従事し、うち少なくとも4年間を岐阜圏域以外の知事指定医療機関で勤務

地域医療コース

- 貸付期間 6年間
- 貸付金額 月20万円 年240万円
(+授業料・入学金相当額)
- 返還免除条件
原則出身圏域で初期研修修了後7年間業務に従事し、4年間のうち最低2年間を出身市町村、残りを出身圏域で勤務

■第2種修学資金

- 貸付期間 最大6年間
- 貸付金額 月10万円 年120万円
(最大6年間で720万円を想定)
- 返還免除条件
初期研修修了後貸付期間と同期間業務に従事し、貸付期間の半分を岐阜圏域以外の知事指定医療機関で勤務



変更なし

+

【廃止】特定・総合診療科医師研修資金貸付制度

- 対象者：県内・県外の【専攻医】
※医学生修学資金との併用不可
- 対象診療科：外科、小児科、産科・産婦人科、救急科、麻酔科、総合診療科
- 定員：10名/年
- 貸付期間：最大3年間
- 貸付金額：10万円/月（最大3年間で360万円を想定）
- 返還免除条件
専門医認定後、貸付期間の2倍の期間中に、貸付期間と同期間、県内の岐阜圏域以外に所在する知事が指定する医療機関で特定診療科に係る業務に従事



(R7年度末)

【新設】特定診療科医学生修学資金貸付制度（仮称）

- 対象者：県内・県外の【医学生（4～6年生）】
※医学生修学資金との併用不可
- 対象診療科：外科、小児科、産科・産婦人科、救急科、麻酔科、総合診療科
- 定員：10名/年
- 貸付期間：最大3年間
- 貸付金額：10万円/月（最大3年間で360万円を想定）
- 返還免除要件
県内で初期臨床研修後、県内の専門医プログラムに登録し、貸付期間と同期間、県内の知事指定医療機関で特定診療科に従事